



知夫小中学校
Tel 08514-8-2015
Fax // 8-2312
〒684-0100
知夫村 1053-1
【HP】 <https://www.chibumura.ed.jp/>

「体罰の禁止」と「教職員による子どもに対するセクシャル・ハラスメントの防止」について

校長 若本 剛

体罰は、学校教育法第十一条において、「校長及び教員（以下「教員等」という。）は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為です。」として、禁止されています。

教職員による子どもに対するセクシャル・ハラスメントは、教職員が子どもを不快にさせる性的な言動等を行うことにより、子どもが学校生活を送る上で学習意欲の低下や喪失を招くことはもちろんのこと、子どもの人格形成や学校生活を越えた生活にまで影響を与えるなど、その子どもに大きな不利益を与える、極めて悪質で許されることのない人権侵害です。

知夫小中学校の教職員は、「体罰の禁止」や「教職員による子どもに対するセクシャル・ハラスメントの防止」について、校内研修の実施により認識を徹底し、今一度すべての教職員が、児童・生徒一人ひとりの人権を尊重し擁護する責務を負っているということを自覚し、教育活動を推進します。

※校内に、子どもの人権問題に関する「人権対策委員会」を設置していますので、子どもの人権問題に関してお困りのことがありましたらご相談下さい。

【学校教育目標】
未来を切り拓く
心豊かでたくましい
知夫の子どもを
育成する

【めざす子ども像】
・自ら学ぶ子ども
・共に生きる子ども
・たくましく
生きる子ども
・ふるさとを
愛する子ども

出雲地区ソフトテニス大会

男子テニス部顧問 永島いづ陸
五月十一日に安来市で行われた、出雲地区ソフトテニス大会に参加しました。大会の結果をみると子どもたち自身は満足いかない様子でしたが、試合では、苦しい展開でも声を出し、鼓舞したり、練習の成果をしっかりと発揮したりする場面が見られました。レベルの高い試合も見ることができ、この経験を通じてレベルアップしていきたいと思えます。応援ありがとうございました。



小中学生全校による壮行式

出雲地区ソフトテニス大会に出場しました。結果は、男子両ペアとも一回戦敗退でした。結果としては良くなかったけれど、技術面などでたくさん学ぶことができました。今回の大会で見つけた課題をもとに、もっと普段の練習を見直し、次の郡総体に向けて頑張っていきたいです。

中学部三年 板橋陽生

女子テニス部顧問 堀川洋平
女子は個人戦にペアが出場しました。初めての島外遠征で雰囲気慣れるまで時間がかかりましたが、自分たちらしいプレーを求めて、声を掛け合いながら戦いました。結果は初戦敗退でしたが、移動中や宿でのマナー、あいさつなど、ふるまいの面でも感心する姿が随所に見られ、非常に実りある大会になったと思います。当日はたくさん温かいご声援をいただきました。緊張している中、選手にとって大きな力になったと思います。ありがとうございました。

私たちが女子テニス部は、出雲地区大会にペア出場し、一回戦敗退という結果でした。大会を通して、皆さんの課題が見つかったので、郡総体までに改善し、良い結果が出せるように頑張ります。

また、マナー面では常に静かに過ごして、周りの人の迷惑にならないようにすることを心がけられ、あいつつを大きな声ですることができました。

人権の花贈呈式

五月十三日、人権擁護委員の矢田さんと石橋さんにお越しいただき、人権の花贈呈式がありました。お二人から、「花を育てることを通して、みんなの心にも人権のたねを蒔いてくださいね。」とお話がありました。その後、高学年がリードをしながら縦割り班で種を蒔きました。早速やさしい声かけや、助け合う姿が見られました。



交通安全教室

五月十六日に警察の方を講師にお招きし、交通安全教室を行いました。小学部低学年は安全な道路の歩き方、三年生く中学生は、安全な自転車の乗り方について指導していただきました。低学年は、『はあとのお約束』を合言葉に、学校周辺の横断歩道や横断歩道のない道を渡る練習をしました。上級生は、『ぶたはしゃべる』の自転車点検を行ってから、校庭コース・路上コースで実技練習をしました。今回の教室を機会に自分を振り返り、今後の交通安全につなげてほしいです。自分の命は、自分で守る知夫の子であり続けましょう。

【児童生徒の感想より】

小学部三年 山根陽樹
〇はじめてできんちようしたけれど言われたことをちゃんとできたからうれしかったです。知夫は村だけど、じこはどこでもありそうだからルールをまもって気をつけたいです。

中学部二年 山根里桜
〇自転車に乗る前に、きちんと点検をして乗ることが大切だと改めて思いました。「かもしれない運転」を心がけてこれから自転車に乗りたくです。



いじめ防止基本方針について

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の重大な課題となっております。近年の急速な情報技術の発展と普及により、SNS等を介した新たないじめが生じるなど、いじめはますます複雑化・潜在化してきています。こうした中、すべての教職員が改めていじめについての理解を深め、防止や解決のために組織的に取り組むことが求められています。このため、本校でも、いじめ早期発見のための手立てやいじめが起きた場合の対応の在り方を具体的に示すとともに、いじめを学校全体で正しく理解するため、「知夫小中学校いじめ防止基本方針」を作成しています。

今年度もこの方針をもとにして、授業改善や集団づくり、情報モラル教育に力を入れることで、児童生徒が安心して過ごせる学校を目指していきます。

また、いじめ防止対策委員会を組織し、いじめへの対応や重大事態が発生したときの対応について、関係機関との連携を含めて、学校全体で確認しています。保護者の方々にもいじめ防止基本方針について理解していただき、家庭と連携しながら、いじめのない知夫小中学校を目指していききたいと思っております。

※以下に知夫小中学校いじめ防止基本方針（ダイジェスト版）を掲載します。



毎月、児童生徒に向けてポスターを掲示しています。

知夫小中学校いじめ防止基本方針(ダイジェスト版) 知夫村立知夫小中学校

1. いじめの定義

児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。この定義を踏まえ、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要である。

2. 知夫小中学校重点目標

早期発見のために、日頃から積極的に児童・生徒とふれ合い、変化を感じた際には、些細なことでも共有する。
→あいさつを通して人間関係を円滑にし、メリハリある生活を送る

3. いじめ予防の取り組み

- ①互いに高め合う集団づくり(学級経営、児童・生徒会運営)
- ②授業改善の取り組み(分かる授業、教え合い、学び合う学習集団作り、学校図書館活用)
- ③人権意識を高める授業の取り組み(道徳の授業、人権集会)
- ④ネット問題への取り組み(学級通信、道徳の授業、保護者への啓発)
- ⑤家庭地域との連携(学級通信、家庭へのこまめな連絡)
- ⑥いじめ防止対策委員会の取り組み

4. 早期発見・早期対応の取り組み

- ◎児童・生徒理解と情報交換→アンテナを高く持つ
 - ①全教職員での情報共有
 - ②教育相談の実施
 - ③アンケートの実施

5. いじめへの対応

- ①いじめられた児童・生徒への対応(保護者との連携)
- ②いじめた児童・生徒への支援と指導(保護者との連携)
- ③学級や学年など、周囲の児童・生徒への支援と指導
- ④スクールカウンセラーや警察などとの連携

6. 重大事態への対応

- ・児童・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・児童・生徒が相当の期間(30日以上)学校を欠席することを余儀なくされている場合
- ・保護者から重大事態の訴えがあった場合
- 村教育委員会に報告すると共に、村教育委員会と連携して対応する。
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合